

特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視

資 料

資料 1	特定外来生物に指定されている生物の一覧.....	1 頁
資料 2	長野県内の特定飼養等施設を有する飼養等の許可件数	6 頁
資料 3	特定外来生物の防除に関する市町村の意見.....	7 頁
資料 4	事例 1	8 頁
	事例 2	9 頁
	事例 3	11 頁
	事例 4	12 頁
	事例 5	18 頁

事特定外来生物に指定されている生物の一覧

合計 107 種類 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

科 名	種 名
第一 動物界	
一 哺乳綱	
(一) カンガルー目	
クスクス科	トリコスルス・ヴルペクラ (フクロギツネ)
(二) 食虫目	
はりねずみ科	エリナケウス属 (ハリネズミ属) 全種
(三) 霊長目	
おながざる科	マカカ・キュクロピス (タイワンザル)、 マカカ・ファスキクラリス (カニクイザル)、 マカカ・ムラタ (アカゲザル)
(四) 齧歯目	
ヌートリア科	ミュオカストル・コイプス (ヌートリア)
りす科	カルロスキウルス・エリュトラエウス (クリハラリス)、 カルロスキウルス・フィンライソニイ (フィンレイソ ンリス)、 プテロミュス・ヴォランス (タイリクモモンガ) のう ちプテロミュス・ヴォランス・オリイ (エゾモモンガ) 以外のもの、 スキウルス・カロリネンスイス (トウブハイイロリ ス)、 スキウルス・ヴルガリス (キタリス) のうちスキウル ス・ヴルガリス・オリエンティス (エゾリス) 以外の もの
ねずみ科	オンダトラ・ズィベティクス (マスクラット)
(五) 食肉目	
あらいぐま科	プロキュオン・カンクリヴォルス (カニクイアライグ マ)、 プロキュオン・ロトル (アライグマ)
いたち科	ムステラ・ヴィソン (アメリカミンク)
マンダース科	ヘルペステス・アウロプンクタトゥス (ファイリマンダ ース)、 ヘルペステス・ヤヴァニクス (ジャワマンダース)、 ムンゴス・ムンゴ (シママンダース)

科 名	種 名
(六) 偶蹄目 しか科	アクシス属 (アキシスジカ属) 全種、 ケルヴス属 (シカ属) に属する種のうちケルヴス・ニ ポン・ケントラリス (ホンシュウジカ)、ケルヴス・ ニポン・ケラマエ (ケラマジカ)、ケルヴス・ニポン・ マゲシマエ (マゲシカ)、ケルヴス・ニポン・ニポン (キュウシュウジカ)、ケルヴス・ニポン・プルケル ルス (ツシマジカ)、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ (ヤクシカ) 及びケルヴス・ニポン・イエソエンシイ ス (エゾシカ) 以外のもの、 ダマ属 (ダマシカ属) 全種、 エラフルス・ダヴィディアヌス (シフゾウ)、 ムンティアクス・レエヴェスイ (キョン)
二 鳥綱 すずめ目 ちめどり科	ガルルラクス・カノルス (ガビチョウ) 、 ガルルラクス・ペルスピキルラトウス (カオグロガビ チョウ)、 ガルルラクス・サンニオ (カオジロガビチョウ)、 レイオトリクス・ルテア (ソウシチョウ)
三 爬虫綱 (一) かめ目 かみつしがめ科	ケリュドラ・セルペンティナ (カミツキガメ)
(二) とかげ亜目 たてがみとかげ科	アノリス・アルログス、 アノリス・アルタケウス、 アノリス・アングスティケプス、 アノリス・カロリネンスィス (グリーンアノール)、 アノリス・エクエストリス (ナイトアノール)、 アノリス・ガルマニ (ガーマンアノール)、 アノリス・ホモレキス、アノリス・サグレイ (ブラウ ンアノール)
(三) へび亜目 なみへび科	ボイガ・キュアネア (ミドリオオガシラ)、 ボイガ・キュノドン (イヌバオオガシラ)、 ボイガ・デンドロフィラ (マングローブヘビ)、 ボイガ・イルレグラリス (ミナミオオガシラ)、 ボイガ・ニグリケプス (ボウシオオガシラ)、 エラフェ・タエニウラ・フリエスイ (タイワンスジオ)
くさりへび科	プロトボトロプス・ムクロスカマトウス (タイワンハ ブ)

科 名	種 名
四 両生綱 無尾目	
ひきがえる科	ブフォ・コグナトウス (プレーンズヒキガエル)、 ブフォ・グタトウス (キンイロヒキガエル)、 ブフォ・マリヌス (オオヒキガエル)、 ブフォ・プンクタトウス (アカボシヒキガエル)、 ブフォ・クエルキクス (オークヒキガエル)、 ブフォ・スペキオスス (テキサスヒキガエル)、 ブフォ・テュフォニウス (コノハヒキガエル)
あまがえる科	オステオピルス・セプトントリオナリス (キューバズ ツキガエル)
ゆびなががえる科	エレウテロダクテュルス・コクイ (コキーコヤスガエ ル)
あかがえる科	ラナ・カテスベイアナ (ウシガエル)
あおがえる科	ポリュペダテス・レウコミュスタクス (シロアゴガエ ル)
五 条鱗亜綱	
(一) なまず目	
イクタルルス科	イクタルルス・プンクタトウス (チャンネルキャットフ イッシュ)
(二) かわかます目	
かわかます科	エソクス・ルキウス (ノーザンパイク)、 エソクス・マスクイノンギユ (マスキーパイク)
(三) かだやし目	
かだやし科	ガンブスィア・アフィニス (カダヤシ)
(四) すずき目	
サンフィッシュ科	レボミス・マクロキルス (ブルーギル)、 ミクロプテルス・ドロミエウ (コクチバス)、 ミクロプテルス・サルモイデス (オオクチバス)
モロネ科	モロネ・クリュソプス (ホワイトバス)、 モロネ・サクサティリス (ストライプトバス)
パーチ科	ペルカ・フルヴィアティリス (ヨーロピアンパーチ)、 サンデル・ルキオペルカ (パイクパーチ)
けつぎよ科	スイニペルカ・クアトスイ (ケツギヨ)、 スイニペルカ・スケルゼリ (コウライケツギヨ)
六 くも綱	
(一) さそり目	
きょくとうさそり科	きょくとうさそり科全種
(二) くも目	
じょうごぐも科	アトラクス属全種、ハドロニユケ属全種
いとぐも科	ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、 ロクソスケレス・レクルサ

科 名	種 名
ひめぐも科	ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス (ハイイロゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・ハセルティイ (セアカゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・マクタンズ (クロゴケグモ)、 ラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス (ジュウサンボシゴケグモ)
七 甲殻綱 えび目	
ざりがに科	アスタクス属全種、 パキファスタクス・レニウスクルス (ウチダザリガニ)
アメリカざりがに科	オルコネクテス・ルスティクス (ラスティークレイフィッシュ)
みなみざりがに科	ケラクス属全種
もくずがに科	エリオケイル属 (モクズガニ属) に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ (モクズガニ) 以外のもの
八 昆虫綱 (一) 甲虫目	
こがねむし科	ケイロトヌス属 (テナガコガネ属) に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル (ヤンバルテナガコガネ) 以外のもの エウキルス属 (クモテナガコガネ属) 全種、 プロポマクルス属 (ヒメテナガコガネ属) 全種
(二) はち目	
みつばち科	ボンブス・テルレストリス (セイヨウオオマルハナバチ)
あり科	リネピテマ・フミレ (アルゼンチンアリ)、 ソレノプスイス・ゲミナタ (アカカミアリ)、 ソレノプスイス・インヴィクタ (ヒアリ)、 ワスマンニア・アウロプンクタタ (コカミアリ)
九 二枚貝綱 (一) いがい目	
いがい科	リムノペルナ属 (カワヒバリガイ属) 全種
(二) まるすだれがい目	
かわほととぎすがい科	ドレイセナ・ブゲンスイス (クワッガガイ)、 ドレイセナ・ポリュモルファ (カワホトトギスガイ)
一〇 腹足綱 まいまい目	
スピラクスィダエ科	エウグランディナ・ロセア (ヤマヒタチオビ)
一一 渦虫綱 三岐腸目	
やりがたりくうずむし科	プラテュデムス・マノクワリ (ニューギニアヤリガタリクウズムシ)

科 名	種 名
第二 植物界	
ひゆ科	アルテルナンテラ・フィロクセロイデス (ナガエツルノゲイトウ)
せり科	ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス (ブラジルチドメグサ)
さといも科	ピスティア・ストラティオテス (ボタンウキクサ)
あかうきくさ科	アゾルラ・クリスタタ
きく科	コレオプシス・ランケオラタ (オオキンケイギク) 、 ギウムノコロニス・スピラントイデス (ミズヒマワリ)、 ルドベキア・ラキニアタ (オオハンゴンソウ) 、 セネキオ・マダガスカリエンシス (ナルトサワギク)
うり科	スイキュオス・アングラトウス (アレチウリ)
ありのとうぐさ科	ミュリオフルルム・アクアティクム (オオフサモ)
いね科	スパルティナ・アングリカ
ごまのはぐさ科	ヴェロニカ・アナガルリスーアクアティカ (オオカワヂシャ)

(注) 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令 (平成 17 年政令第 169 号) 別表第一を抜粋した。

2 () 内に記載する呼称は、和名である。

3 **太字は**、長野県内で確認された特定外来生物を示す (平成 23 年 3 月時点)。

表 長野県内の特定飼養等施設を有する飼養等の許可件数（平成25年4月1日現在）

(単位：件)

飼養等の目的 生物種	学術研 究	展示	教育	生業の 維持	指定の際 に飼養	その他	合計
カニクイザル	2	0	0	3	0	0	5
アカゲザル	1	0	0	0	0	0	1
アライグマ	1	4	0	0	1	0	6
カミツキガメ	0	3	0	0	5	0	8
ウシガエル	0	3	8	0	0	0	11
ブルーギル	1	2	1	0	0	0	4
コクチバス	0	2	0	0	0	0	2
オオクチバス	1	2	0	3	1	0	7
ストライプトバス	0	0	0	1	0	0	1
ケラクス属	0	0	0	0	1	0	1
セイヨウオオマルハナバチ	0	0	0	22	0	0	22
ボタンウキクサ	1	0	0	0	0	0	1
オオキンケイギク	0	1	0	0	0	0	1
オオハンゴンソウ	0	1	0	0	0	0	1
アレチウリ	1	1	0	0	0	0	2
オオカワヂシャ	0	1	0	0	0	0	1
合 計	8	20	9	29	8	0	74

(注) 長野自然環境事務所の資料に基づき、当事務所が作成した。

表 特定外来生物の防除に関する市町村の意見

市町村名	国又は県に対する意見・要望
P市	自治体だけでなく、NPOなどの多数の団体が防除認定を受け、特定外来生物の捕獲等を実施することで、地域住民の特定外来生物への関心が高まるとともに、特定外来生物の捕獲等を促進することができると考えられる。特定外来生物の捕獲等は広域的な活動となるので、国又は県で防除（防除認定を受けた団体）に対する支援を実施してほしい。市町村ができることについては協力する。
Q市	特定外来生物の具体的な危険性について積極的な情報提供をしてほしい。（アメリカミンクが繁殖した場合にどのような被害が見込まれるか、アライグマに噛まれた際の危険性等）
R市	当市では、これまで積極的に外来生物防除に関して取り組みを行ってきおらず、新たに駆除等を行おうという状況にはないが、実際に外来種に関する問い合わせは少数ながらあり、問題意識は持っているので、継続的な情報提供や、講習の場を少しずつ増やしてほしい。
S市	特定外来生物は年々増加していると思われ、当市では、オオキンケイギクが道路沿いに、アレチウリが河川敷に繁茂している。オオキンケイギクについては、道路管理者や土地の所有者に駆除を依頼しているが、実施されない現状がある。
T市	当市においては、行政区ごとに一斉駆除の形でアレチウリ駆除に取り組んでおり、当該行政区に居住している職員にも積極的な参加をお願いしている。
U町	民有地内に生息している植物について、効率的、効果的に防除を行えるよう制度等の整備をお願いしたい。
J町	住民の方に分かりやすく啓蒙していくためのパンフ等があるといい。
V村	特定外来生物（アレチウリ）の対策、研究を進めてほしい。

（注）当事務所の調査結果による。

事例 1

【件名】 特定外来生物の数量増減届を 30 日以内に提出していない事例**【事例の説明】**

- ① 外来生物法施行以前にA氏はケラクス属を 35 頭飼養していたところ、平成 18 年 2 月 1 日にケラクス属が第二次指定種として特定外来生物に指定されたため、A氏は長野自然環境事務所に対し、飼養等の許可申請を行い、同年 8 月 22 日に許可を受け、同年 9 月 20 日、識別措置届を提出している。
- ② ケラクス属の個体が減少した場合は、30 日以内に増減届を届け出る必要があり、長野自然環境事務所はその旨を通知したとしているが、平成 21 年 8 月 12 日、A氏は、飼養等の更新許可の申請に併せて、ケラクス属 15 頭が減少したとして増減届を提出した。A氏は、当該 15 頭について、届出期限の 30 日の期間に死亡したのではなく、時期は不明だが 18 年 8 月から 21 年 8 月にかけて徐々に死亡したと説明している。
- ③ 平成 24 年 8 月 15 日、A氏は、再び飼養等の更新申請に併せて、ケラクス属が 6 頭減少したとして、増減届を提出した。
- ④ 平成 25 年 10 月 31 日、ケラクス属が 7 頭死亡したが、A氏は 30 日以内に増減届を届け出していない。
- ⑤ 平成 24 年 8 月 15 日から 26 年 1 月 15 日までの間に、ケラクス属が 1 頭死亡。飼養等している数は、6 頭である。
- ⑥ 平成 26 年 1 月 22 日、長野自然環境事務所は、A氏に対し電話及びメールにより、個体が増加又は減少した場合は、30 日以内に増減届を届け出るよう指導を実施した。
- ⑦ 平成 26 年 2 月 10 日、A氏は、ケラクス属が 14 頭から 6 頭に減少した旨の増減届を届け出た。

(注) 当事務所の調査結果による。

事例 2

- 【件名】 1 法人が破産手続開始決定を受け、解散したにもかかわらず、長野自然環境事務所がそれを把握していない事例
- 2 飼養等許可したものと異なる法人からの更新許可申請を、それと知らずに認めている事例
- 3 実際の飼養数量に間違いのある飼養等許可申請を受理したため、記録上の飼養数量と実際とに齟齬が生じている事例

【事例の説明】

長野自然環境事務所は、平成 19 年 8 月 1 日に、法人 B に対し展示目的でのカミツキガメ 1 頭の飼養等許可を出し、同年 10 月 3 日に、飼養しようとする数量を 3 頭とする変更を許可している（平成 19 年 10 月 24 日に 1 頭の増加を届け出て、実際に飼養している数量は 2 頭）。同法人は、22 年 2 月 23 日に破産手続開始の決定を受けたため、法施行規則第 10 条の規定に基づき当該飼養等の許可はその効力を失い、その旨を長野自然環境事務所に届け出なければならなかったが、同法人はそれをせず、同事務所もその事実を把握していなかった。

その後、法人 C が法人 B の運営していた展示施設を展示されている生物ごと（当該カミツキガメを含む。）譲り受け、平成 24 年 7 月 14 日から同展示施設の運営を開始した。

長野自然環境事務所は、特定外来生物の飼養等許可を受けている者に対し、期限のおおむね 2 か月前に更新申請の案内を出すこととしており（当該飼養等許可の期限は 24 年 10 月 3 日）、法人 B の飼養等の許可が失効していることを知らないため、当該展示施設を宛て先として更新申請の案内を出した。

そのため、法人 C は、新規に飼養等の許可を受けなければならないところ、更新申請の案内を見て更新許可申請を行い、長野自然環境事務所も法人そのものが別の法人であることに気付かず、「住所等の変更届出」を受理した上で、飼養等の許可を更新したものである。

なお、法人 C の担当者は、当該展示施設が閉館していた間は、法人 B の飼育担当者が同展示施設において当該カミツキガメを飼養していたと聞いているが、その間の飼養の状況については不明であると説明している。

また、特定外来生物の飼養等許可申請書には、「飼養等しようとする数量」（飼養等の許可を受けている上限）の欄及び「飼養等している数量」（実際に飼養等している数量）の欄があるところ、法人 C は、前欄を 3 頭及び後欄を 2 頭とすべきところ、誤って両欄ともに 3 頭と記載した飼養等許可申請書を提出し、長野自然環境事務所は、これに気付かず、当該申請書をそのまま受理していた。

そのため、カミツキガメは、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年環境省告示第 42 号）により、個体ごとにマイクロチップを埋込等々の識別措置を講じなければならないほど、個体ごとに厳重な管理が求

められているにもかかわらず、長野自然環境事務所は、実際の飼養等の数量が2頭であるにもかかわらず、3頭いるものとして記録していた。

(注) 当事務所の調査結果による。

事例 3

【件名】長野自然環境事務所による指導効果が確保されていない事例

【事例の説明】

- ① 環境省は、平成 21 年度以降毎年度セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を実施し、施設の不備等不適切な飼養等実態を確認している。
これを受け、中央環境審議会は、平成 24 年 12 月に環境大臣及び農林水産大臣に対し意見具申を行い、環境省と農林水産省が連携して指導監督を強化し、施設の適切な管理を徹底させる必要があると指摘している。
これを踏まえ、環境省は、平成 25 年 8 月、長野自然環境事務所等に対し、セイヨウオオマルハナバチを飼養等する農家に対し、適切な飼養等が行われるよう現地指導を行うことで法による規制効果を向上させるとともに、法に基づく飼養等の規制による効果を把握することを目的にセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行うよう指示している。
- ② 長野自然環境事務所は、長野県内でセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可を受けている 22 者のうち、飼養等の許可を更新していない 1 者を除く 21 者に対し、平成 22 年度 7 件、23 年度 10 件、24 年度 4 件及び 25 年度 9 件の延べ 30 件の現地調査を実施している。
- ③ 長野自然環境事務所は、平成 24 年 8 月に E 氏のセイヨウオオマルハナバチの飼養等実態について、現地調査をしたところ、ネットが破損している箇所があるため、飼養等開始前までの補修を口頭で指導したとしている。
しかし、E 氏は、農業協同組合からビニールハウスの前に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出するよう指導された記憶はあるとしているが、長野自然環境事務所からネット補修の指導を受けた記憶はないとしている。
- ④ この他、長野自然環境事務所が、平成 23 年 8 月に口頭指導を行ったとする 4 者のうち 2 者は、当事務所の調査において、指導が口頭（ビニールハウス前に新しい飼養等の許可証を掲出）で行われたため、指導内容を記憶していないとしている。

(注) 当事務所の調査結果による。

事例 4

【件名】防除の確認を受けていない市町村による防除の実施状況				
市町村名	特定外来生物の防除の実施状況			
H市	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	—	—	—	○
	<p>1 防除の年度・対象（数量） 平成24年度及び25年度にオオキンケイギクの防除を実施（各10kg）</p> <p>2 概要 H市は、オオキンケイギクについて、防除しなければならない特定外来生物であることは認識しており、平成24年度及び25年度に1回ずつ、町の職員及び住民ボランティアによりその防除を実施し、抜き取ったオオキンケイギクを市の燃えるごみ用の袋に入れて焼却場まで運搬し、処分したとしている。</p> <p>住民に対するボランティアへの参加は集会等において口頭で行ったものであり、市の広報誌等には掲載されていないとしている。</p> <p><u>H市は、外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」について承知しておらず、抜き取ったオオキンケイギクを運搬する行為が同法第4条により禁止されている「運搬」に該当するおそれがあることも認識していないとしている。</u></p>			
I村	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	○	○	—	○
	<p>1 防除の年度・対象（数量） 平成24年度（204人日）及び25年度（122日）にオオキンケイギクの防除を実施（アレチウリの防除も合わせて実施）</p>			

	<p>2 概要</p> <p>I村は、平成24年度及び25年度に、<u>オオキンケイギクの防除を業者に委託して実施している。</u></p> <p>その実施状況をみると、<u>抜き取ったオオキンケイギクをそのまま軽トラックの荷台に積んで運搬しており、特段の逸出防止措置が講じられていない状況が認められる。</u></p> <p><u>I村は、外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」について承知しておらず、抜き取ったオオキンケイギクを運搬する行為が同法第4条により禁止されている「運搬」に該当するおそれがあること、及び逸出防止措置を講じる必要性も認識していなかったとしている。</u></p>			
J町	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	-	○	-	○
	<p>1 防除の年度・対象（数量）</p> <p>平成25年度にオオキンケイギク及びオオハンゴンソウの防除を実施（各1t）</p> <p>2 概要</p> <p>J町は、平成25年度に、オオキンケイギク及びオオハンゴンソウの防除を、町の職員及びシルバー人材センターへの委託により実施している。</p> <p>その実施状況をみると、<u>抜き取ったオオキンケイギク及びオオハンゴンソウをそのまま軽トラックの荷台に積んで運搬しており、特段の逸出防止措置が講じられていない状況が認められる。</u></p> <p><u>J町は、外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」について承知しておらず、抜き取ったオオキンケイギクを運搬する行為が同法第4条により禁止されている「運搬」に該当するおそれがあること、及び逸出防止措置を講じる必要性も認識していなかったとしている。</u></p>			

K町	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	—	—	○	○
<p>1 防除の年度・対象（数量） 平成24年度及び25年度にオオキンケイギクの防除を実施（数量不明）</p> <p>2 概要 K町は、オオキンケイギクについて、防除しなければならない特定外来生物であることは認識しており、広報誌等により住民の防除の周知を図っているとしているが、平成25年7月の同町の広報誌をみると、「<u>個人所有地に生息が確認された場合は、至急抜き取り等の駆除を行ってください。</u>」とのみ記載されているが、どのように処分するのか、及び逸出防止措置についての説明は無い。 また、<u>K町は、外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」について承知しておらず、抜き取ったオオキンケイギクを運搬する行為が同法第4条により禁止されている「運搬」に該当するおそれがあることも認識していない</u>としている。</p>				
L村	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	—	—	○	○

	<p>1 防除の年度・対象（数量） 平成 24 年度及び 25 年度にオオキンケイギクの防除を実施（各 500kg）</p> <p>2 概要 L村は、オオキンケイギクについて、防除しなければならない特定外来生物であることは認識しており、回覧板等により住民の防除の周知を図っているとしているが、平成 25 年 6 月の同村の回覧資料をみると、「<u>個人所有地に生息が確認された場合は、至急抜き取り等の駆除を行ってください。</u>」とのみ記載されているが、<u>どのように処分するのか、及び逸出防止措置についての説明は無い。</u></p> <p>また、<u>G村は、外来生物法第 18 条第 1 項の規定に基づく「確認」について承知しておらず、抜き取ったオオキンケイギクを運搬する行為が同法第 4 条により禁止されている「運搬」に該当するおそれがあることも認識していない</u>としている。</p>			
M村	防除活動における運搬が外来生物法第 4 条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第 18 条第 1 項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	—	—	○	○
	<p>1 防除の年度・対象（数量） 平成 24 年度及び 25 年度にオオキンケイギクの防除を実施（数量不明）</p> <p>2 概要 M村は、オオキンケイギクについて、防除しなければならない特定外来生物であることは認識しており、広報誌等により住民の防除の周知を図っているとしているが、平成 25 年 6 月の同村の回覧資料をみると、「<u>根ごと引き抜くかグリホサート系の除草剤を使い、駆除してください</u>」とのみ記載されているが、<u>抜き取った場合にどのように処分するのか、及び逸出防止措置についての説明は無い。</u></p> <p>また、<u>M村は、外来生物法第 18 条第 1 項の規定に基づく「確認」について承知しておらず、抜き取ったオオキンケイギクを運搬する行為が同法第 4 条により禁止されている「運搬」に該当するおそれがあることも</u></p>			

	認識していないとしている。			
N市	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	—	—	—	—
<p>1 防除の年度・対象（数量）</p> <p>平成24年度及び25年度にオオキンケイギク、オオカワヂシャ及びオオハンゴンソウの防除を実施（数量不明）</p> <p>2 概要</p> <p>N市は、ボランティア団体等によるオオキンケイギク、オオカワヂシャ及びオオハンゴンソウの防除を長野県の防除計画に基づくものとして実施しており、防除に参加するボランティア団体の代表者等には、長野県の地方事務所が主催する防除の講習会に参加させるとしている。</p> <p>また、当該講習会の参加者名簿について、長野県は、防除実施計画の確認を受けた際に整備するとして従事者台帳として取り扱うこととしている。</p> <p>なお、長野自然環境事務所は、外来生物法等において従事者台帳についての規定はなく、法施行規則第23条第2項に「防除の従事者に関すること」とあるだけなので、確認を受けた地方公共団体の任意のものでよいとしている。</p>				
O市	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	—	—	—	—
<p>1 防除の年度・対象（数量）</p> <p>平成25年度にオオハンゴンソウの防除を実施（570kg）</p>				

	<p>2 概要</p> <p>〇市は、オオハンゴンソウについて、防除しなければならない特定外来生物であること、外来生物法第4条により同法第1条で規定する「運搬」が禁止されていること、個体だけでなく器官である根についても外来生物法の適用が及ぶことを認識しており、同市内において、長野県職員（地方事務所環境課）同伴で、茎の部分から上を刈り取る方法で、防除を実施したとしている。</p> <p>また、〇市の担当者は外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」について承知している。</p>			
合 計	防除活動における運搬が外来生物法第4条違反となるおそれがある。	実際の防除活動において逸出防止策が講じられていない。	防除の広報において逸出防止策等の説明がない。	担当者が外来生物法第18条第1項の規定に基づく「確認」を承知していない。
	1	2	3	6

(注) 当事務所の調査結果による。

事例 5

【件名】 関係機関が保有する特定外来生物に関する情報

【事例の説明】

① 千曲川河川事務所が保有する特定外来生物に関する情報

「オオキンケイギク等の防除に関する件」（平成 18 年国土交通省・環境省告示 1 号）に基づき、オオキンケイギク等の防除については、環境省及び国土交通省の共管事項とされており、「情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うこと」とされている。

今回、調査した北陸地方整備局千曲川河川事務所は、「北陸地方整備局河川監理員及び河川巡視員執務要領について（通知）」（平成 23 年国北整河管第 85 号）に基づき、定期的な河川巡視を実施することとなっており、その巡視項目「河川の自然環境に関する情報収集」の内容として「特定外来種の生育状況」が含まれている。

また、国土交通省等の河川管理者は、それぞれが管理している河川区域において、概ね 5 年又は 10 年に 1 回の割合で、「魚類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫類等調査」の 6 項目の生物調査等を河川水辺の国勢調査として実施している。

千曲川河川事務所においては、平成 6 年度、11 年度、16 年度及び 20 年度に、管理する河川区域において上記調査を行い、管理する河川区域におけるアレチウリの面積及び群生場所等を把握しているが、ホームページ上で公開している群生している植物の種類は基本分類（一年生草本群落、多年生草本群落、単子葉植物群落、落葉広葉樹林及び常緑針葉樹林等）を色分けしたもののみで（アレチウリは年生草本群落に含まれる。）、個別の種類については、河川事務所が保有する紙媒体のコード番号（アレチウリは 0524）で確認できる。

しかし、長野自然環境事務所は、千曲川河川事務所が把握している当該情報について承知していない。

② 中部森林管理局が保有する特定外来生物に関する情報

長野県内における国立公園の指定を受けた区域については、その多くが国有林であり、松本自然環境事務所から中信森林管理署に対し、管轄する国有林で特定外来生物（植物）を見つけた場合、GPS データ付写真を撮影して連絡してほしい旨の要請をしている例があり、行政機関間の協力関係が構築されている事例も認められる。

しかし、長野自然環境事務所は、中部森林管理局（各森林管理署）が把握する情報の提供を全県的に求めている。